

随意契約結果表(委託等契約)

所 属	観光文化政策課
契約日	令和 4 年 1 月 2 1 日
契約業者名	株式会社 J T B 甲府支店
品 名	新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設運営業務 (第 6 号宿泊施設)
契約金額 (税込み)	115, 258, 724 円
随意契約理由	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症に感染した軽症者等の 安静・療養を目的とする宿泊療養施設の開設準備、運営、管理 を行うもので、令和 4 年 1 月 21 日より業務開始となる。</p> <p>軽症者の受入については、第 2 号、3 号、4 号、5 号施設に より行ってきたが、本県においても、令和 4 年 1 月以降、オミ クロン株の流行により感染が急拡大した。新規感染者数が 3 0 0 人を超える日もあり、病床占有率が 7 0 %を超えることもあ るなど医療体制が逼迫する状況にあったことから、宿泊療養施 設への受入を拡大するため 6 号施設での軽傷者受入が急務と なり、当該施設（ドーマーイン甲府丸の内）において 6 号施設 を開設する方針が 1 月半ばごろ決定された。</p> <p>本業務は、契約後 1 月 21 日より直ちに業務を開始する必要 があることから、運営開始までに競争入札に付する暇がない。 また、療養者の生活全般に係る支援や、外出の制止、外部から</p>

	<p>の侵入者等への対応を行う警備体制、入所時に施設まで移送する移送運転支援、療養者の健康状態の把握、相談対応などといった多岐にわたる業務を迅速かつ適正に実施する必要があるため、契約相手方は、これまでに新型コロナウイルス軽症者への対応を行ったことがある経験や知識、ノウハウを有し、宿泊療養施設の運營業務実績を有していることが重要である。</p> <p>今回、随意契約予定の株式会社 JTB 甲府支店は、これまでに、新型コロナウイルス軽症者等の安静、療養を目的とする第 2 号宿泊療養施設（東横イン甲府南口）、第 3 号宿泊療養施設（東横イン河口湖）第 4 号宿泊療養施設（ルートイン山梨中央）及び第 5 号宿泊療養施設（ホテル内藤甲府昭和）の開設準備、運営、管理を行ってきた実績があり、本業務を遂行するための経験、知識、運營業務実績を十分に有している。よって、本業務は競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。</p> <p>また、同様の理由により、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略する。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号